

# 前橋市水道局告示

## 入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月23日

前橋市公営企業管理者  
膽 熊 桂 二

### 1 条件付一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

量水器取替業務（委託第2号）

#### (2) 業務場所

前橋市内一円

#### (3) 業務の概要

検定満期を迎える量水器の取替

取替対象予定個数

口径	予定個数	備考
20mm	8,600	
25mm	437	
30mm	38	
40mm	273	
50mm	38	
75mm	20	
100mm	2	
150mm	3	
計	9,411	

#### (4) 委託期間

令和8年6月3日から令和9年2月26日まで

#### (5) 入札参加形態

単体による参加とする。

#### (6) 契約

契約書には総価及び単価を明記する。単価は入札時に添付する積算内訳書に記載された見積単価を契約単価とする。一部完了した業務の部分払いは、完了した数量に契約

単価を乗じて算出する。

なお、発注金額が総価契約金額（税込み）に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって業務を完成とする。

(7) 入札及び開札の日時

令和8年5月22日（金）午前9時30分 入札即時開札

(8) 入札及び開札の場所

前橋市岩神町三丁目13番15号

水道局4階 図書室

(9) 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。入札書のほか積算内訳書の提出を義務付け、積算内訳書の未提出又は積算内訳書に計算誤りがあった場合は、その入札書を無効とする。

(10) 入札保証金

免除

(11) 契約保証金等

ア この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付による保証

(イ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ アの規定にかかわらず、過去2年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体とこの入札公告における業務と同程度の規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を本市に提出し、本市が契約保証金の免除を承認した場合には契約保証金を免除するものとする。

ウ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

(12) 最低制限価格 無

(13) 前払金、部分払の有無

前払金 無

部分払 有 月1回の業務（一部）完了報告により出来高を支払う

## 2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと、かつ、前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 前橋市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受け、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：保守管理、検査・分析・調査、その他」のいずれかが含まれていること。
- (5) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から1(6)で定める開札日までの間のいずれかの日においても前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 前橋市内に本社若しくは本店を置き、前橋市水道局指定給水装置工事事業者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。)でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。
  - ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。
  - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。
  - ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。
- (9) 官公需適格組合とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。
- (10) 過去10年以内に前橋市水道局発注の量水器取替業務を元請け、下請けに関わらず履行した実績を有すること。
- (11) 次のいずれかの資格を有する者を主任技術者として配置できること。
  - ア 給水装置工事主任技術者
  - イ 職業能力開発促進法に基づく一級配管技能士
  - ウ 職業能力開発促進法に基づく二級配管技能士

- エ 職業能力開発促進法に基づく一級給排水衛生設備配管技能士
- オ 職業能力開発促進法に基づく二級給排水衛生設備配管技能士
- カ 一級管工事施工管理技士
- キ 二級管工事施工管理技士

### 3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

- (1) 配布期間 令和8年4月23日(木)から5月13日(水)まで。
- (2) 取得方法 水道局ホームページからダウンロードしてください。

取得先は、前橋市水道局ホームページのトップページ／水道整備課／業務案内／事業者向け情報／量水器取替業務(委託第1号)

URL : <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/suidoseibi/gyomu/4/45277.html>

- (3) 問い合わせ先

前橋市水道局水道整備課計画管理係

前橋市岩神町三丁目13番15号

電話 : 027-898-3022 (ダイヤルイン)

ファックス : 027-235-5726

メールアドレス : sui-koumu@city.maebashi.gunma.jp

### 4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(4)の書類を総称して「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 過去10年以内に実施した量水器取替業務の契約書等の写し
- (4) 配置予定技術者の資格証の写し及び雇用関係を証明できるもの（健康保険証等）の写し

### 5 申請書等の提出

- (1) 提出期間

令和8年4月23日(木)～同年5月8日(金)（最終日の5時必着）

- (2) 提出場所

3(3)と同じ

- (3) 提出方法

申請書等は、直接3(3)に持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は受け付けない。

※午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、休日（前橋市の休日

を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）は受け付けない。

(4) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は令和8年5月18日（月）までに競争入札参加資格確認通知書を通知する。

(5) 問い合わせ先

3(3)と同じ。

6 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和8年4月23日（木）から4月30日（木）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 質問方法

質問票（所定様式）に必要事項を記載し、前橋市水道局4階水道整備課へ持参又は3(3)にメール又はファックスで送信するものとする。なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しないものとする。また、質問票をメール又はファックスで送信した場合には、質問を送信したことを3(3)に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和8年5月7日（木）から同年5月22日（金）までの間水道局ホームページに掲載する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格確認通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付して通知するため、理由の説明は行わない。

8 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札

エ 入札に際し不正行為のあった者の入札

オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時に於いて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

- ア 代理人が入札しようとするときは委任状を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、総価格を記載し、入札時積算内訳書を添付すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
- オ 入札執行回数は、2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ア 前橋市水道局会計規程（平成3年水道局管理規程第1号）第6条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果の公表

水道局ホームページにより公表する。

9 その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。  
ただし、前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市水道局管理規程（平成10年水道局管理規程第2号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨貨に限る。
- (8) 契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税率等に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減する。